

第938回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 令和2年12月18日(金)午後1時30分
- 2 招集場所 第二会議室
- 3 出席者 伊東教育長, 齋藤委員, 千木良委員, 小川委員, 佐浦委員 (小室委員欠席)
- 4 説明のため出席した者
小林理事兼教育次長, 松本教育監兼教育次長, 大町教育企画室長, 小幡福利課長, 時枝教職員課長, 千葉義務教育課長, 遠藤参事兼高校教育課長, 川村特別支援教育課長, 浅野施設整備課長, 鈴木スポーツ健康課長, 嘉藤参事兼生涯学習課長, 天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第937回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第938回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊東教育長 千木良委員及び佐浦委員を指名する。
本日の議事日程は, 配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 職員の退職手当について

第3号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員及び臨時委員の人事について

伊東教育長 「7 議事」の第1号議案及び第3号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員に諮って) この審議については, 秘密会とする。
秘密会とする案件については, 「10 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議することとしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 令和4年度宮城県立中学校入学者選抜方針等について

(説明者: 松本教育監兼教育次長)

令和4年度宮城県立中学校入学者選抜方針等について, 御報告申し上げます。資料は, 1ページから2ページ並びに別添1及び2である。

はじめに, 資料1ページを御覧願いたい。「1 令和4年度宮城県立中学校入学者選抜方針」については, 「中学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し, 公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。」との方針のもと, 「(1) 基本原則」及び「(2) 選抜方法」を定めることとしている。この選抜方針については, 前年度からの変更はない。

次に, 「2 令和4年度宮城県立中学校入学者選抜日程」についてであるが, 適性検査実施日を令和4年1月8日(土), 選抜結果通知を1月14日(金)午後4時としている。

次に, 資料2ページを御覧願いたい。「3 令和4年度の適性検査の総合問題における外国語(英語)について」御説明申し上げます。「(1) 出題について」であるが, 小学校においては今年度から新学習指導要

領が全面実施となり、小学校5・6年生に教科として外国語（英語）が導入されている。児童は、令和2年度には小学校5年生として、令和3年度には小学校6年生として英語の授業を受けるため、令和4年度の県立中学校入学者選抜から、適性検査の総合問題における外国語（英語）の出題としてリスニングを実施することとする。このリスニングについては、英語を聞いて解答する時間と、その前後に日本語で読み上げられる説明や指示等の時間を合わせて、10分間で実施したいと考えている。これまで、総合問題は60分間で実施していたが、リスニングはこの60分間とは別に設定したいと考えている。「(3) 適性検査時程について」は、令和4年度はリスニングを初めて実施することから、受検生にとっては公正・公平性を確保し、検査を実施する中学校にとっては問題用紙や解答用紙を適切に配布・回収する時間を確保するため、筆記、リスニング及び作文の間にそれぞれ休憩時間を挟むこととし、資料に記載の適性検査時程を予定している。

ここで、別添1及び2を御覧願いたい。今回公表するリスニングのサンプル問題として、AとBの2題を準備した。受検生は、絵や図を見て解答する。どちらについても、第1問は比較的聞き取りやすい問題とし、第2問はじっくりと聞き取って判断する問題としている。このサンプル問題では、英語を聞き解答する時間は6分程度となっている。

本件については、以上である。

(質 疑)

- 小川委員 英語のリスニング問題については、受検中の条件を公正・公平にしなければならないため、監督する職員の負担が大きいと思われるが、音声は校内放送で流すのか。そうすると、複数の会場で放送する場合の開始時刻や受検生とスピーカーとの距離、放送中に体調不良者が出た場合の対応等、非常に細かなマニュアルが必要になるのではないかと。
- 高校教育課長 基本的には放送で行うことを想定している。実施にあたっては、高校入試において既に英語のリスニング問題を行っているため、そのノウハウを活かしたい。
- 小川委員 複数の会場に分かれて同時に実施することもあるのか。
- 高校教育課長 おそらく、いくつかの会場に分けて実施することとなるが、一括して音声を放送する形になると思われる。
- 齋藤委員 外国語の問題に、筆記の問題は入っていないのか。
- 高校教育課長 現在のところ、リスニングの問題のみの出題としている。
- 齋藤委員 受検生等に対する周知は行っているか。
- 高校教育課長 昨年の教育委員会において、外国語の試験の実施について御説明した後、出題方法等について検討を重ね、今回初めてサンプル問題等をお示ししたところである。
- 松本教育監 若干補足する。英語では「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能があるが、小学校では英語に慣れ親しむことを目的として実施する。「書く」については、学習指導要領では英単語を書き写す段階までが目標とされており、自分で考えて書くことまでは求められていないため、適性検査で出題することは難しい。そういった前提に基づき、サンプル問題は、英語を聞き、その内容を理解して、選択肢の中から正解を選ぶ形式となっている。
- 千木良委員 サンプル問題は音声のサンプルも示されるのか。
- 高校教育課長 音声のサンプルはなく、問題と読み上げられる内容の文章を示す予定である。
- 千木良委員 細かいことかもしれないが、自分の学生時代を振り返ると、授業で教員が話していた英語の発音と実際の試験で聞いた英語の発音のギャップに大きなショックを受けた記憶がある。現在はネイティブスピーカーの英語に触れる機会が多く、子供たちも聞き慣れているのかもしれないが、各学校に対して書面だけのサンプル問題を示すのと、音声の部分を含めて示すのでは、対応が異なってくるのではないかと。
- 高校教育課長 適性検査については、ただ今いただいた御意見について今後検討した上で、聞き取りやすいよう最大限配慮してまいりたい。

10 専決処分報告

(1) 第376回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：小林理事兼教育次長)

「第376回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。資料は、1ページから6ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、11月19日付けで知事から意見を求められしたので、議案の内容について御説明申し上げます。

まず、予算議案であるが、資料3ページの「第376回宮城県議会提出予算議案」を御覧願いたい。「1補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、2億6,108万1千円を増額計上しようとするものである。次に、「2 事業の概要」であるが、退職手当の算定誤りに係る損害賠償金の支払いに要する経費や、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した生徒に対して就学支援金相当額を支援するための経費を計上するほか、ウェブ会議システムを活用したオンライン研修等を実施するため、教育事務所及び自然の家にタブレット端末等の機器を整備する経費を計上している。次に、「3 債務負担行為」であるが、蔵王自然の家の野外炊飯棟建設工事のほか、県美術館の常設展及び企画展や、東北歴史博物館の特別展の開催に係る委託業務などについて、それぞれ必要な期間及び限度額を設定するものである。

次に、予算外議案であるが、資料5ページ「第376回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。予算外議案のうち、条例外議案であるが、議第198号議案から議第240号議案は、職員の退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る和解及び損害賠償の額の決定について、また、議第243号議案及び議第244号議案の「工事請負契約の締結について」は、志津川高等学校の屋内運動場等改築工事、(仮称)南部地区職業教育拠点校の校舎等新築工事の工事請負契約の締結について、それぞれ、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月19日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

なお、予算議案及び予算外議案ともに、12月16日の県議会本会議において原案のとおり可決されたので、併せて報告する。

ここで、先ほど御説明した、職員の退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る和解等に関連して、補足で御説明申し上げます。退職手当の算定に誤りがあった461件のうち、374件については、知事の専決により、すでに示談を締結し、損害賠償金の支払いを終えている。11月議会において議決された43件については今後和解の手続きを進めていくことであるが、まだ和解に至っていない方々に対しては、引き続き和解に応じていただけるよう丁寧に働きかけていく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

11 議事

第2号議案 令和4年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

(説明者：松本教育監兼教育次長)

第2号議案について、御説明申し上げます。資料は、4ページから6ページである。

はじめに、資料5ページを御覧願いたい。令和4年度宮城県立高等学校入学者選抜方針については、7月22日に行われた高等学校入学者選抜審議会で諮問し、2回にわたる審議を経て、11月24日に答申をいただいた。その答申の内容を踏まえ、今回示したとおり提案するものである。

県立高校の入試制度は、令和2年度入学者選抜から新制度となり、令和4年度入試は、制度が変わってから3回目の実施となる。そのため、令和4年度宮城県立高等学校入学者選抜方針については、内容の変更はない。また、令和4年度の入学者選抜日程については、資料6ページに記載のとおり、例年と基本的に同様となっており、第一次募集の学力検査日を3月4日(金)、追試験日を3月10日(木)、合格発表

日を3月16日（水）としている。

この選抜方針及び日程については、本定例会で可決いただいた際には、速やかに各県立学校及び市町村教育委員会に通知するとともに、今後、これらを踏まえた上で、実施要項を作成していきたいと考えている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

（ 質 疑 ） （ 質 疑 な し ）

伊 東 教 育 長 （委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。

1 2 課長等報告

（1）令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（10月末現在）について

（説明者：高校教育課長）

令和3年3月高等学校卒業予定者の10月末現在における就職内定状況について御説明申し上げます。資料は1ページである。

はじめに、「1 概況」を御覧願いたい。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年より1か月後ろ倒しで就職試験等が開始されていることから、昨年同月ではなく、昨年度の9月末の内定状況と比較している。公立・私立高校の全日・定時制における1回目の内定状況であるが、①就職内定率は52.2%となっており、1.0ポイントの減少であった。②進路希望の状況としては、卒業予定者の内、就職希望者は22.0%、進学希望者は77.0%であり、昨年と比べ、就職希望の割合が減り、進学希望の割合が増えている。また、③就職希望者の県内・県外の希望割合であるが、県内希望は82.6%、県外希望は17.4%であり、県内希望の割合が増え、県外希望の割合が減っている。なお、「2 就職内定状況」及び「3 学科別・地域別内定状況及び求人倍率等」については後ほど御覧願いたい。

就職試験の受験1回目である今回の内定状況は、昨年並みとなったが、未内定者等の2回目以降の受験や内定については、求人数の少なさから困難な状況が予想されるため、合同企業説明会の企業紹介動画等の活用、就職達成セミナーによる就職試験やオンライン面接への対策、就職支援担当教員や連携コーディネーターの活用等、引き続き、生徒への支援に努めていく。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ）

千 木 良 委 員 就職担当の教員も、コロナ禍により大変苦勞されていることと思うが、学校では、生徒の卒業後どれくらいの期間までフォローするのか。

高 校 教 育 課 長 ケースバイケースにはなるが、学校としては、なんとか生徒を社会につなげるという思いで、卒業後であっても何らかの形で支援を行っている認識している。

伊 東 教 育 長 ここ数年は求人数も多く、内定率の高い状況が続いていたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響がどのように現れてくるのか心配しつつ、就職支援に取り組んでいるところである。

（2）令和3年度宮城県立中学校入学者選拔出願者数について

（説明者：高校教育課長）

令和3年度宮城県立中学校入学者選拔出願者数について、御報告申し上げます。資料は、2ページである。

「1 出願期間」及び「2 募集定員」については資料に記載のとおりである。「3 出願者数及び出願倍率」であるが、仙台二華中学校は、募集定員105人に対し、405人が出願し、出願倍率は3.86倍、古川黎明中学校は、募集定員105人に対し、202人が出願し、出願倍率は1.92倍となった。なお、「4」に記載のとおり、適性検査は令和3年1月9日（土）に実施し、選抜結果の通知は、1月15日（金）午後4時に郵便にて発送する予定となっている。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ） （ 質 疑 な し ）

(3) 県立中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応について

(説明者：高校教育課長)

「県立中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応について」御説明申し上げます。資料は、3ページから5ページである。

はじめに、資料3ページを御覧願いたい。「1 受検生本人が感染又は濃厚接触者に特定された場合」については、受検生がAの感染症罹患者又はBの濃厚接触者であって、①PCR検査で陰性が確認されていない、②37.5℃以上の発熱症状がみられる、③微熱、咳、鼻水等の症状が見られる、という3項目のうち1つでも該当する場合は受検できない。しかしながら、従来から追試を設定していない県立中学校入学者選抜において、今年度は新型コロナウイルス感染症に罹患した受検生への特例的な措置として、後ほど御説明するが、調査書による選抜を行うこととしている。また、Bの濃厚接触者のうち、①PCR検査で陰性が確認されており、②受験当日も無症状で、③公共交通機関を利用せずに検査会場まで行くことができる受検生については、濃厚接触者用の別室での受験を認めることとする。次に、「2 受検生本人が濃厚接触者ではない場合」については、Cの発熱等の症状がある場合でも例年と同様に別室での受験を認める。また、新型コロナウイルス感染症罹患者が確認された小学校において、Dに該当する受検者に限って、小学校長から「新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安」を理由に配慮申請があった場合は、当該中学校と協議の上、該当する受検生の別室受験を認めることとする。

続いて、4ページ「3 調査書による選抜（特例措置）又は別室受験の申請について」は、事前に小学校長から中学校長へ配慮申請書を提出することを原則としている。ただし、前日以降については当該対応が時間的に困難であるため、保護者と県立中学校が直接やりとりを行い、その後速やかに小学校長から中学校長へ配慮申請書を提出するという手続としている。申請の手続については(2)に記載のとおりである。次に、「4 円滑な県立中学校入学者選抜の実施に向けた対応」については、受検者及び県立中学校教職員に新型コロナウイルス感染症予防の徹底を呼びかけるとともに、受検会場となる中学校の生徒・教職員に感染者が出る等の事態が生じた場合、試験会場を消毒するなどの対応が必要となるため、県立中学校においては、本試験前日の1月8日(金)は臨時休業として、生徒を登校させず、不測の事態にも対応できるようにすることとしている。

なお、これらの対応については、受検票とともに出願者や保護者に直接通知しており、また、市町村教育委員会を通じて、小学校等にも通知している。今後も、感染防止対策を徹底しながら、円滑な県立中学校入学者選抜の実施に向け、準備を進めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員

入学者選抜はただでさえ大変な仕事であるが、今回は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年以上に細心の注意を払って試験に当たらなければならないということ、改めて学校現場に対して周知していただきたい。

高校教育課長

学校に対しては、今回の通知に加えて、刻々と変化する新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、その都度適切な通知等をしてまいりたい。

(4) 宮城県学校防災体制在り方検討会議の報告書について

(説明者：スポーツ健康課長)

「宮城県学校防災体制在り方検討会議の報告書」について御説明申し上げます。資料は、6ページ及び別紙並びに別冊である。

はじめに、資料6ページを御覧願いたい。「1 検討会議の概要について」の(1)設置の経緯であるが、昨年10月の大川小学校事故訴訟に係る最高裁決定により確定した控訴審判決において、学校や教育委員会が果たすべき事前防災の不備について厳しく指摘されたことを踏まえ、これまでの学校防災の取組の検証や、今後新たに実施すべき取組等について検討いただくため、今年2月に有識者による「宮城県学校防災体制在り方検討会議」を設置した。(2)構成員については、委員長である東北大学災害科学国際研究所の今村文彦所長をはじめ、6名の有識者で構成されている。(3)会議の経過等であるが、4回にわたる会

議において、これまでの取組に係る検証のほか、今後の取組の方向性に関する提言について検討いただき、今回、報告書として取りまとめ、県教委に提出いただいたものである。

次に、「2 報告書の概要について」であるが、別紙の「宮城県学校防災体制在り方検討会議報告書の概要」の1ページを御覧願いたい。「1 東日本大震災後における学校防災の取組」についてであるが、県では、震災の教訓をもとに策定した「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、図のとおり、学校防災体制の強化や防災教育の充実に向け、様々な事業を実施してきた。「2 これまでの学校防災の取組に係る検証」についてであるが、学校や教育委員会に対する調査結果を踏まえ、課題等が整理されている。「(1) 大川小学校事故訴訟の確定判決での指摘に対する取組の検証」については、②や③に記載のとおり、二次災害も想定したマニュアルを整備している学校や、二次・三次避難場所等の実地調査を行っている教育委員会が一部にとどまるといったことが課題となっている。また、「(2) 教職員や児童生徒等に必要な災害対応力の養成や、地域等との連携等に係る取組の検証」については、①や③に記載のとおり、震災の風化が懸念される中、高い防災意識を醸成するための、被災地訪問等による研修を実施している学校や、災害時の避難方法を地域住民との訓練を通じ確認している学校等が一部にとどまるといったことが課題となっている。

2ページ「3 新たな学校防災体制の構築に向けた提言」についてであるが、大川小学校事故訴訟の確定判決での指摘や、これまでの取組の検証結果等を踏まえ、4つの基本方針毎に、教育委員会や学校等が今後取り組むべき方向性について、提言として示された。その主な内容であるが、「基本方針1 教職員の様々な状況下における災害対応力の強化」については、「(1) 管理職や若い世代の教職員等における高い防災意識の醸成」として、学校は、児童生徒等の命を守るという重い責務を負っていることの強い自覚を促すため、当時の経験や教訓を伝える被災地訪問等による研修を実施すること、「(3) 教職員の主体的かつ適切に行動できる能力の養成」として、教職員が、いかなる危機に直面しても主体的かつ適切に行動できるよう、様々な状況下での災害発生を想定しながら、あるべき防災の取組等について、教職員同士が意見を出し合い検討するといった体験型の研修を実施すること、「(4) 教職員の不測の事態にも適切に対応できる能力の養成」として、様々な状況下での災害に迅速かつ適切に対応できるよう、管理職不在時や二次災害等を想定した避難訓練等を実施することなど、5項目について、教育委員会や学校が取り組むべき方向性が示されている。

3ページ「基本方針2 児童生徒等の自らの命を守り他者を助ける力の育成」については、「(2) 『命を守る』意識の醸成」として、児童生徒等が震災の教訓や命の大切さを学べるよう、被災地に直接触れる防災教育を実施すること、「(3) 防災への関心を継続的に高める取組の推進」として、児童生徒等が防災への意識や関心を継続的に高められるよう、定期的な防災学習や、自然の家における防災活動のプログラムなどを防災教育に取り入れること、「(5) 防災を自分事として捉え、的確かつ適切に状況判断し行動できる力の育成」として、いかなる災害でも適切に行動できる力が備わるよう、マイ・タイムラインや防災マップの作成などを防災教育に取り入れることなど、6項目について、教育委員会や学校が取り組むべき方向性が示されている。

4ページ「基本方針3 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備」についてであるが、「(1) 地域の災害特性等の把握」として、各自治体の防災部局や、大学、地域住民等と連携しながら、防災マニュアルや避難訓練等が地域の災害特性等を踏まえ適切なものとなるよう見直すこと、「(2) 不測の事態に備えた学校防災体制の整備」として、過去の災害やハザードマップの想定を超えるような災害に備え、防災マニュアル等に複数の避難場所等を設定し、訓練等を通じ検証すること、「(5) 学校の取組に対する支援等」として、学校防災に係る相談窓口の設置や、大学などの専門機関の協力によるアドバイザーの派遣を検討することなど、6項目について、教育委員会や学校が取り組むべき方向性が示されている。

5ページ「基本方針4 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築」については、「(2) 地域と連携した学校防災に係る実効性の確保」として、地域住民の意見も取り入れながら学校防災マニュアル等を作成・見直しすることや、地域で実施する防災訓練と合わせて避難訓練や防災教育等を実施すること、「(3) 関係機関等との協働による学校と地域の連携に対する支援」として、学校と地域が連携した防災教育や避難訓練等が進められるよう、安全担当主幹教諭等を積極的に活用することや、大学や各自治体の防災部局等との協働により取組を支援すること、「(4) 地域ぐるみの学校防災に係る優良事例

の創出と普及等」として、地域と連携した学校防災体制の構築が進むよう、地域ぐるみの学校防災に係る優良事例を創出・発掘し、広く普及することなど、5項目について、教育委員会や学校が取り組むべき方向性が示されている。

なお、詳細については、別冊の報告書「子供たちの命を守る新たな学校防災体制の構築に向けて」を御参照願いたい。

資料6ページの「3 今後の対応」についてであるが、今回提出いただいた報告書の提言を踏まえ、教職員等に対する研修や児童生徒等に対する防災教育に提言内容を極力反映させるとともに、大学等専門機関の協力のもと、地域と連携した学校防災の取組等に対する新たな支援を具体的に検討したいと考えている。また、市町村教育委員会や市町村立学校等に対しても、提言を踏まえた取組の推進について、各種会議や研修等あらゆる機会をとらえ、働きかけていきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

小川委員 非常に詳細で具体的な内容に踏み込んだ指摘であったと思う。この報告書で取り上げられている内容が、日々の防災活動、教員への研修や子供たちへの防災教育等、様々な実践事例の中に十分に反映されているのか、今一度見直していただきたい。その上で、この報告書の内容を学校における安全管理に落とし込み、研修や防災教育等の方向性を具体化していくことが重要である。また、スポーツ健康課では防災に関する研修を行っていると思うが、総合教育センターが教職員を対象に行っている研修等でも防災に関する事項を取り上げていると思う。そのため、総合教育センターとスポーツ健康課で連携を取り、役割分担をしながら、研修等において報告書の内容が適切に反映されるよう進めていただきたい。

スポーツ健康課長 これまでの防災教育については、各学校における取組や防災主任等への働きかけを中心に行ってきたが、今回の提言を受け、これまで実施している取組を検証しながら、学校で実際に児童生徒等の命を守ることができる防災教育や安全管理に取り組んでまいりたい。また、研修等については、総合教育センターや教育庁内とも連携し、実効性のある研修となるよう努めてまいりたい。

小川委員 資料別紙の2ページ目、基本方針1の(1)に関連して、防災主任の教員の年齢構成はどうなっているか。

スポーツ健康課長 手元に詳細なデータが無いため、具体的な年齢構成は不明だが、後ほど確認してお伝えしたい。

松本教育監 過去に防災主任に対する研修で講師をした際の印象では、学年主任や教務主任になる前の段階の教員と、学校の管理的業務を経験したベテランの教員の二つに大別されていたように感じた。研修では、それぞれ経験の違いはあるものの、互いに学びあいながら取り組んでいくよう伝えている。

小川委員 先日、ある小学校の避難訓練に立ち会った。防災ではなく不審者への対応を目的とした訓練であったが、若い教員が防災主任を務めていた。校長先生もあえて若い教員を任命しようだが、非常に熱心に取り組んでおり、訓練は実効性のある内容であった。このように若い教員が活躍できる場や、ベテランの教員と若い教員との交流があることで、防災に関する取組がさらに推進されると思う。

千木良委員 細部にわたって作りこまれた報告書であり、報告書の作成に携わった多くの方々の御尽力に敬意を表したい。実効性があるということは重要だと思うが、現場の視点から考えると、訓練や何か新しいことを始めることは必要と思う一方で、現場には負担がかかってしまうことも多々ある。例えばこのコロナ禍の影響で、何か申請書を出さなければならぬときに、専門の事務方の職員が対応できる場合は良いが、そういった専門の職員がおらず、少ない人数で様々な対応をしていかなければならない場合には、非常に大きな負担がかかる。政策の方針としては正しいことであっても、対応する現場の負担が

増えてしまうというのは本末転倒であるため、教育現場にとって実効性があるということがどのような形であるかは分からないが、是非現場の教員と意識を共有しながら進めていただきたいと強く思う。若い教員が活躍できることは重要だが、これは管理職の教員の意識の共有と協力、中堅教員のフォローがあってこそ成り立つものであり、多くの人が関わっていることを無視してはならない。また、地域との連携については、統合等によって学校がなくなった地域もある中で、学校と地域とが十分に連携していけるよう、特に管理職の教員が意識して働きかけてほしい。また、報道等で35人学級の話題が取り上げられているが、学校現場にとっての大変革とも言える案件が検討されている中で、そういった根本的な部分から行政側が学校現場をフォローしていく体制が作られると良いと考える。

松本教育監

学校の防災力を高めるために地域との連携を強化していくという提言がなされているが、地域との絆を構築していくため、合同避難訓練等を学校と地域の連携における一つのツールとして、学校防災を推進していく視点もあると考えている。今回、地域との関わりが不足しているという指摘を受けているため、地域との学校安全を中心に据えた話し合いなど、あらゆる機会を通じて地域との絆を深めてまいりたい。

伊東教育長

在り方検討会議の中では、学校現場が非常に大変な中でこれらの取組を進めていくことについて、環境整備を進めることは必要だが、全てを新たに加えるのではなく、現在行っている取組をいかにブラッシュアップしていくかということや、防災主任等の特定の職員だけでなく、学校がチームとして意見を交わしながら主体的に取り組んでいくことが重要であるとの御意見をいただいた。この報告書を受けて学校側が負担を感じてしまうというのは、検討してきた趣旨と逆であるため、これまでの取組の質をいかに高めていけるか、しっかり伝えていくことが重要であると考えている。研修についても、特に体験や演習を取り入れて自分事として捉えることが重要であるとの指摘を受けているので、そういったところを一つひとつ実行してまいりたい。

佐浦委員

教員の活動をきっかけに、学校と地域の関わりを盛り上げていくことは、教育行政に「教員が地域のことをよく考えてくれているな」という新たな理解を築いていく可能性が高いと思う。また、地域に受け継がれている防災に関する言い伝えなどは圧倒的に伝統の力を帯びており、そういった言い伝えと教員や生徒を結びつける機会も必要であると感じている。我々民間企業では、観光客や流通をどうやって回復していくか、来年は東日本大震災から10年という大きな節目を迎えることもあり、様々な意見を踏まえてイベント等をどういった形で行っていくか考えている。学校防災に関しても、地域に昔からある言い伝えを教員がすくい上げて、震災から10年後の新たな方策を生み出すことも良いのではないかと感じた。

スポーツ健康課長

学校と地域との連携は非常に重要な視点であり、各学校において様々な取組を行ってきたところであるが、提言にあるように、防災についてはこれまでの取組を検証し、災害発生時に適切な対応ができるような避難訓練や防災教育を行ってまいりたい。その中で、地域での伝統の力というのは非常に大きい影響力があると考えており、これまでも学校安全の面では、見守り隊やスクールガードといった形で地域の方々と連携してきているので、そういった部分を踏まえて検証し、安全安心に、そして確実に命を守るという視点を意識して取り組んでまいりたい。

齋藤委員

報告書は微に入り細を穿った内容で、こういった視点で一つひとつ確認していくことが重要なのだと感じた。災害は想定を超えて発生することがあるため、これだけやったから十分ということはないが、できる限りやっておくべきことのチェック項目がこの報告書の中に盛り込まれていると感じた。自分の学校や地域では何が必要で何が不足しているのかというように、この報告書の内容をそれらに結びつけて読み込んでいくことが実効性があるということだと考える。この報告書は全ての学校で同じように取り組むこ

とを求めているだろうし、現状をチェックしていくための一つの視点を示しているのだと感じた。また、私は「災害対応力」という言葉が最も重要と感じている。現在のコロナ禍もある種の災害であり、地震や水害とは異なるが我々の想定していなかったものが教育現場を襲っているとも考えることもできる。その中で「災害対応力」とは何かを考えると、こうすることで身を守ることができるということを丁寧に実行していくことであり、教員が学校や子供たちを守っていく時にそういった「災害対応力」が必要であることに尽きると思う。学校現場では、教職員の軽率な行動により学校が閉鎖され、子供たちの大切な授業時間が奪われるといったことが報じられているように、あたかも「災害対応力」があったのか疑われるようなことが実際に起きている。何かを実行することだけが「災害対応力」ではなく、それが今やるべきことかどうかを考えて判断していく力が、教員や子供たちに求められていると感じる。そして、子供たちが「災害対応力」を身につけるためには、たくさんの学びの中で判断する力を育てていく必要があり、普段の授業や教員との何気ない会話等、ありとあらゆる場面にそういった学びの場があると考えられる。「災害対応力」がなければ、訓練等を行ったとしても“絵に描いた餅”になりかねないので、この報告書に基づいて様々な取組等についてチェックした上で、学校の防災体制を整えつつ、「災害対応力」も養って、子供や教員、地域等の防災の力を増していくことが重要である。三陸地方には津波時の避難に関する「てんでんこ」という言葉があるが、これは一人ひとりかなりの「災害対応力」を求めており、報告書の中でも同様の考え方が盛り込まれていると考えるので、個人個人が報告書を活用し、何ができていて何が必要なかをチェックしていくと良いと思う。

伊 東 教 育 長 この報告書の提言等を反映した取組が実効性のあるものとなるよう、今後も委員の皆様から御意見をいただきながら、引き続き見直しを図ってまいりたい。

1 3 資料（配布のみ）

（1）教育庁関連情報一覧

1 4 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 次回の定例会は、令和3年1月14日（木）午後1時30分から開会する。

1 5 閉 会 午後3時04分

令和3年1月14日

署名委員

署名委員